

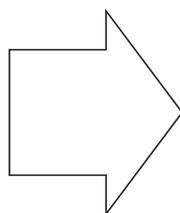
後期高齢者医療制度のお知らせ

● 保険証(被保険者証)を更新します。

《7月31日まで・うすい緑色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	笠松 太郎
一部負担金の割合	〇 割
有効期限	平成22年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇 平成22年7月31日
住所	岐阜県羽島郡笠松町司町1番地
氏名	笠松 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合	〇 割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>



《8月1日から・うすい紫色》

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	笠松 太郎
一部負担金の割合	〇 割
有効期限	平成23年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇 平成23年7月31日
住所	岐阜県羽島郡笠松町司町1番地
氏名	笠松 太郎
性別	男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成22年 8月 1日
一部負担金の割合	〇 割
保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保険者名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

後期高齢者医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)は、笠松町に住所を有する75歳以上の方と、65歳以上74歳までで一定の障がいがあり後期高齢者医療制度に加入された方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は平成22年7月31日となっていますので、8月1日からは7月中にお送りする新しい保険証をご使用ください。

新しい保険証は、現在のうすい緑色からうすい紫色に変更になります。

● 平成22年度の保険料額が決定しました。

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、平成22年度の保険料は平成21年中の所得をもとに個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた方に、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、ご確認ください。

【保険料の決まり方】

平成22年度の保険料		均等割額		所得割額
限度額 50万円(年額) 100円未満切捨て	=	被保険者1人当たり 39,310円	+	被保険者の所得※ × 所得割率 7.39%

※所得=総所得金額等-33万円(基礎控除額)